

社援総発0427第1号  
国土動第47号  
国住備第35号  
平成24年4月27日

各都道府県 災害救助担当主管部（局）長 } 殿  
住宅・宅地建物取引業主管部（局）長 }

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

#### 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施されているところです。

一方、今回の取組みにおいては、提供可能な住宅の把握や事務処理に時間を要したことなどの課題も明らかになっているところです。

このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、別紙のとおり、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項としての参考例を中間的にとりまとめました。

貴職におかれましては、これらを参考に関係団体とも協議し、協定等の締結を推進していただくようお願いいたします。

また、民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続き等に関する留意事項等については、今後引き続き検討を進める予定にしております。

なお、別添のとおり、関係団体の長に対して協定等締結の推進につき依頼しておりますので、念のため申し添えます。

#### 『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例  
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方)
- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例  
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方)  
※可変的な要素を含むものについては、協定ではなく運用細則として整理。

(別添)

社援總発0427第1号  
國土動第47号  
国住備第35号  
平成24年4月27日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長  
社 団 法 人 全日本不動産協会 理事長  
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長  
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 会長

} 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

#### 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施されているところです。

一方、今回の取組みにおいては、提供可能な住宅の把握や事務処理に時間を要したことなどの課題も明らかになっているところです。

このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、別紙のとおり、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項としての参考例を中間的にとりまとめました。

貴職におかれましては、これらを参考に各都道府県とも協議し、協定等の締結を推進していただくようお願ひいたします。

また、民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続き等に関する留意事項等については、今後引き続き検討を進める予定にしております。

なお、別添のとおり、各都道府県担当部局の長に対して協定等締結の推進につき依頼しておりますので、念のため申し添えます。

#### 『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例  
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方)
- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例  
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方)  
※可変的な要素を含むものについては、協定ではなく運用細則として整理。